

「伊賀市プレミアム付食事券」取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症により、大きな被害を受けている飲食店などで利用できる伊賀市プレミアム付食事券(以下「食事券」という)を発行し使用していただくことで、市経済の活性化を図ります。つきましては、事前の登録をぜひお願いいたします。

○具体的内容

令和3年4月下旬 から 令和3年8月31日まで有効予定の食事券を発行し、利用者はあらかじめ事前に登録された市内事業所でその食事券を使用し、商品、サービス、役務等の提供を受ける。

○取扱店の参加資格・食事券利用条件 (詳細は実行委員会にお問い合わせください。)

伊賀市で飲食事業等を行う事業所であること。

※本食事券は参加店が実施するテイクアウト、デリバリーの食事代にも使用できます。

参加可能業種

・飲食業 ※地元事業者・チェーン店・フランチャイズ店参加可能

(但し飲食チェーン店・フランチャイズ店の方で本社・本店が伊賀市以外の方は共通券しか取扱できません。)

・宿泊業 ※地元事業者・チェーン店・フランチャイズ店参加可能

(但し宿泊業の、食事券の利用は飲食等の提供のみに限る。)

(但し宿泊チェーン店・フランチャイズ店の方で本社・本店が伊賀市以外の方は共通券しか取扱できません。)

・小売業 ※地元事業者参加可能

(但し小売業は、店内調理した弁当等販売を行っており、売場面積 1,000 m²未満で、チェーン店・フランチャイズ店以外の地元事業所に限る。)

(但し小売店の、食事券の利用は店内調理での弁当等の提供のみに限る。)

○登録受付場所

上野商工会議所、伊賀市商工会本所・支所

○登録受付期間

令和3年3月から4月15日(木)一次締め切り

※締切以後の申込は初回チラシ等に掲載されませんが随時受付致します。

午前9時から午後5時

(土日祝日は除く、平日のみ、但し伊賀市商工会島ヶ原支所は月水金曜日のみ)

○取扱店の登録方法並びに誓約書

1店舗あたり1申込書並びに誓約書に必要事項を記入し申し込みください。

登録料:無料

取扱店になろうとする事業所は、誓約書に署名捺印をし、不正な取り扱いなどを行わない旨誓約しなければならない。

○食事券の額面と種類等

食事券については、500円券で10枚つづり1セット(5,000円分)を3,000円で販売。内2,000円分はチェーン店・フランチャイズ店と地元飲食店の全ての取扱店で使用できる共通券、3,000円分は地元飲食店(本社・本店が市内にあるチェーン店・フランチャイズ店も含む)で使用できる専用券の2種類。1人につき2セットまで販売。総数30,000セット発行。

伊賀市内の宿泊施設又は宿泊施設及び観光施設の利用者に食事券1セットをプレゼント。総数1,000セット発行。

○対象外となる商品、サービス、役務等

・金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ・たばこや物品 ・性風俗関連等 ・その他伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が、食事券の利用対象として適当と認めないもの。

○食事券の取扱い

共通券は、チェーン店・フランチャイズ店と飲食店ほかの全ての店舗で取り扱えます。

専用券は、地元飲食店(本社・本店が市内にあるチェーン店・フランチャイズ店も含む)ほかで取り扱えます。

食事券は現金と引換え出来ません。また、おつりは渡さないでください。

○取扱店ポスター等の明示

取扱店に登録された店は、取扱店である旨のポスター等を消費者がよくわかる場所に貼って下さい。

追加でポスター等が必要な場合は、ご連絡下さい。

○新型コロナウイルス感染予防対策

参加希望飲食店は新型コロナウイルス感染予防対策をきちんと取り、三重県やその他法令等の規定を順守して下さい。

○換金の手数料と方法

食事券換金についての手数料は無料です。

取扱店は、食事券を換金する場合、食事券裏面の取扱店欄に必ず店名を記入あるいは押印して、1週間分をまとめて、申込書で事前に届け出た金融機関に食事券を持参し、金融機関の指定に従い、換金してください。(取扱枚数が多い場合は、金融機関にご相談ください。)

取扱店名の記入あるいは押印がない食事券は換金が出来できません。

利用者から受け取った食事券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

○換金期間

取扱店は、食事券を換金する場合、令和3年5月10日から9月30日までに申込書に記入した金融機関で手続きをして下さい。

期限経過後の食事券は、一切換金することは出来ません。

○取扱店取り消しと損害賠償

取扱店において不正な行為が判明した場合は、直ちに取扱店の資格を停止します。なお、その場合はその内容を公表します。

また、伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会は、その不正な行為により損害が生じた場合は損害の賠償請求を行います。

※詳しくは、伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会にお問い合わせください。

お願い:各店におきまして、食事券を利用した場合の特典やサービスの実施をぜひご検討ください。

【お問合せ先】

伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会

事務局	上野商工会議所	TEL0595-21-0527
事務局	伊賀市商工会	TEL0595-45-2210(本所・伊賀支所)
		TEL0595-43-0014(阿山支所)
		TEL0595-47-0321(大山田支所)
		TEL0595-59-2010(島ヶ原支所)
		TEL0595-52-0438(青山支所)
事務局	(一社)伊賀上野観光協会	TEL0595-26-7788(だんじり会館)
事務局	(株)まちづくり伊賀上野	TEL0595-51-5504

「伊賀市プレミアム付食事券」事業 誓約書

年 月 日

伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

〒

住 所

事業所名

代表者名(管内事業所責任者名)

印

「伊賀市プレミアム付食事券」事業の主旨に賛同し、取扱いに関しては、「伊賀市プレミアム付食事券」取扱店募集要項ならびに法令順守の精神を持って不正な行為を行わないことを誓約いたします。

また、誓約したにもかかわらず不正な行為を行った場合は、「伊賀市プレミアム付食事券」取扱店募集要項等に定める、取扱店の取消し並びにその内容の公表等については異議を申し立ていたしません。

(不正な行為の例)

- 商品や役務などの提供をしないで食事券のみを換金する
- 登録の際虚偽の申請を行う
- 新型コロナウイルス感染予防対策をしていない
- 暴力団等反社会的勢力に関与する行為を行う
- その他伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が不正であると判断した行為

など